

# 令和8年度山口県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール実施要領

## 1 趣旨

植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに国土緑化の重要性の認識及び県民の緑化思想の高揚を図るため、緑化に関するポスターを作成することとし、その原画を募集する。

## 2 主催

山口県、山口県教育委員会

## 3 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意味を表し、植樹及び森林・樹木の保護・保育又は環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現は手書きに限る（貼り絵を含む）。画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用に原画を撮影したもの（カラー、大きめ）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51.5cm、横36.4cm）または四つ切（縦54.5cm、横39.3cm）とし、縦画（縦長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
- (6) 様式1に所要事項を記入して、作品の裏面に貼付すること。（下側に3cm程度の余白を設けること。）

## 4 応募資格

県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校（3年生まで）の児童生徒

## 5 募集期限

学校長は、応募作品の校内審査を実施し、上位15点以内を選び、学校の参加児童生徒数及び児童生徒総数等を記載した書面（様式2）を添えて、県森林企画課へ令和8年9月10日（木）まで（必着）に送付すること。

## 6 送付先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県農林水産部森林企画課（県庁10階）  
(TEL 083-933-3450、FAX 083-933-3479)

## 7 審査

- (1) 審査は、県森林企画課に設置する審査会において行う。
- (2) 応募作品より小・中・高等学校別に、最優秀1点以内、優秀3点以内の計4点以内を選定する。その他、小・中・高等学校別に優良10点以内を選定する。
- (3) 最優秀及び優秀の作品については、(公社)国土緑化推進機構が主催する「令和9年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」に山口県代表として推薦する。
- (4) 審査結果は、関係学校へ通知するほか、新聞、県ホームページ等で学校名、学年、氏名を公表する。

## 8 表彰

入賞者には表彰状等を贈呈する。

## 9 その他

- (1) 入賞作品については、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある。また、必要に応じ修正を加えることがある。
- (2) 入賞作品の著作権は、山口県に帰属する。ただし「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」の入選作品の著作権は、(公社)国土緑化推進機構に帰属する。また、国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加えられることがある。

## 10 応募作品の返却について

応募作品は、原則として返却しません。

返却を希望される場合は、応募と同時に電話でお電話で御相談ください。